

# 多様化する商品売買取引と「契約」の重要性

## ～「契約」の重要性と売買に伴うリスクを知ろう～

(総授業時数：9時間)

### 実施学年、教科など

第3学年 商業 第8 経済活動と法 (5) 社会生活に関する法 ア 消費者と法

### 単元(題材)の目標

- 1 対面売買以外の生活に身近な特殊売買（訪問販売や通信販売など）の特徴について理解し、契約の締結・履行ができるようになる。
- 2 悪徳商法と呼ばれる販売方法の特徴と被害に遭わないための予防法や被害に遭ったときの対処法を理解する。
- 3 消費者を保護する法律について理解するとともに、商品を購入する消費者の安全を守るためにどのような法律があるかを理解する。
- 4 商品売買における消費者信用（ローンやクレジット）についての概要と利用上の留意点を理解し、計画的に利用する態度を身につける。

### 学習の評価

- 1 通信販売・訪問販売・割賦販売などの特殊売買についてどのようなものかを理解するとともに、自ら消費者としてきちんとした契約を結び、契約を履行する力を身につけている。
- 2 いわゆる悪徳商法にはどのようなものがあるかを理解するとともに、被害に遭わないように予防策をとったり、トラブルに巻き込まれてしまったときの対処法を身につけている。
- 3 「消費者基本法」をはじめとする消費者の利益や安全を守る様々な法律の概要を理解し、法律をもとにして消費者として消費生活の安定および向上を目指すことができる。
- 4 ローンやクレジット利用時における利息の計算方法を理解し、実際に利息計算をすることができる。また、収支のバランスを考えた返済計画を立てることができる。

### 展開の特色

- 1 教科書「経済活動と法」における「消費者と法」の分野に焦点を当て、消費者を保護する法律を意識させ、「賢い消費者」として必要な知識や意思決定力を身につけさせることを目指している。
- 2 授業内容は、特殊売買や消費者信用における事例を数多く取り上げ、そこに潜む問題点や予防策、対処法を生徒自身に考えさせることを目指している。
- 3 「消費者信用」におけるローンやクレジットの返済計画表作成は、情報科や商業科などのパソコン実習と連携し、表計算ソフトなどを活用して視覚的な資料を作成することを目指している。
- 4 悪徳商法の手口などについては、消費生活センターなどと連携を図りながら、身近に起こった事例紹介や講師の招聘などを行い、生徒の身近で起こっているということを実感させるようにしていきたい。

### その他

- ・悪徳商法、クレジットカード被害（スキミング、なりすましなど）、多重債務問題などについての事例の収集（できれば県内、市内など、生徒の身近な所で起こった事例が望ましい）を行っていく。
- ・普通高校で本事例を実践する場合は、「現代社会」の経済分野を事前に学習させておくことと生徒の理解を助けると考えられる（商業科の「ビジネス基礎」、普通高校での「現代社会」とも、経済の仕組みについての概略的な内容を学習するため）。

入門ガイド  
小学校における入門ガイド  
中学校(社会)における入門ガイド  
中学校(技術・家庭)における入門ガイド

実践事例  
幼稚園における実践事例  
小学校における実践事例  
中学校における実践事例  
高等学校における実践事例  
3学年

資料  
金融教育に関する年間指導計画の例  
資料

指導計画

時数	ねらい	学習内容・学習活動
1	・消費者を保護する法律にはどのようなものがあるか？	○消費者基本法を軸として、共通の立法目的のもとにどのような法律があるかを挙げてみる。 ○「自動車のリコール」を題材に、製造物責任法（PL法）とはどのようなものかを学習する。
2	・生活に身近な特殊売買にはどのようなものがあるか？	○特殊売買の種類と特徴の理解 1 割賦販売と割賦販売法 2 訪問販売と特定商取引法 3 通信販売およびネット取引 インターネットを利用した取引（ネットショッピング・ネットオークションなど） ネットオークション詐欺
3		
4 (本時)		
5	・万が一、不必要なものを購入させられてしまったときには？	○クーリング・オフ制度の理解 ・実際にクーリング・オフの書面を作成してみる。
6	・消費者信用とは？	○ローンとクレジットについての理解 ・ローンとクレジットの違いについて ・販売信用と消費者金融について ・クレジットカードにまつわる問題 ①名義貸し ②キャッシング利用による多重債務問題 ③スキミング など
7		
8	・悪徳商法の種類と注意点、法的対応について	○悪徳商法の種類と注意点、法的対応についての理解 ・種類→かたり商法、資格商法、催眠商法など ・法的対応→クーリング・オフ、民法・消費者契約法などによる取り消し

金融教育の視点	指導上の留意点	その他(資料など)
◇一人ひとりが消費者としての意識をもち、法律に基づいて消費生活の安定及び向上を目指す態度を身につける。	☆法律の詳しい内容までは触れず、概要や立法目的を理解するよう指導する。	・自動車リコールの新聞記事
◇割賦販売が後払いであり、契約に基づき後日支払わなければならないことに気づく。 ◇訪問販売に関しては、特定商取引法による消費者の保護があることを理解し、きちんと理解した上で契約を結ぶ態度を身につける。 ◇通信販売は取引相手が見えないため、そのことをしっかりと意識し、慎重に契約を結ぶとともに、代金決済および商品受取についても取引相手と適切に連絡をとりながら確実に履行する態度を身につける。	☆自動車ローン为例に挙げながら実際に契約書に記入させる。 ☆売り手と買い手とでは情報の格差が大きいことを認識させ、慎重に契約を結ぶよう指導する。 ☆相手が見えないことによる意思の疎通の困難さを理解させ、慎重に契約を結ぶよう指導する。また、ネットオークション詐欺による被害も拡大している事実を認識させ、被害に遭わないようにする方法や、もし遭ってしまったときの対処法について指導する。	・自動車ローン契約書のコピー ・「ネットオークション詐欺」 ワークシート (→P.175) ・事例プリント 資料 No.1 (→P.174) ・板書案 資料 No.2 (→P.176) ・「代金の支払い方法」 資料 No.3 (→P.177) ・「小額訴訟制度とは？」 資料 No.4 (→P.178)
◇万が一自分が望まない商品を購入させられてしまった場合の対処法の一つであるクーリング・オフ制度について理解する。	☆クーリング・オフ制度には適用条件があることを指導する（8日以内、通信販売には適用されないなど）。	
◇割賦販売と同様、代金の後払いであることをしっかりと認識し、安易な商品購入や借り入れを防ぐ態度を身につける。 ◇クレジットカードの便利さに潜む危険性について考える（名義貸し、スキミングなど）。また、氾濫するクレジットカード勧誘に安易に乗らず、必要に応じて加入する態度を身につける。	☆表計算ソフトなどを活用し、返済計画表を作成させ、どれだけ利息を支払っているかを理解させる。 ☆実際に起こったクレジットカード被害を提示し、どこがいけなかったのか考えさせる。	・返済計画表（PC実習） ・事例（新聞記事など）
◇特定の消費者をターゲットとした悪徳商法の手口、予防策および法的な対処法について理解する。	☆事例を提示し、注意すべき点について考えさせる。	・事例（新聞記事など）

入門ガイド  
小学校における入門ガイド  
中学校(社会)における入門ガイド  
中学校(技術・家庭)における入門ガイド

実践事例  
幼稚園における実践事例  
小学校における実践事例  
中学校における実践事例  
高等学校における実践事例  
3学年

資料  
金融教育に関する年間指導計画の例  
資料

入門ガイド  
小学校における入門ガイド  
中学校(社会)における入門ガイド  
中学校(技術・家庭)における入門ガイド

実践事例  
幼稚園における実践事例  
小学校における実践事例  
中学校における実践事例  
高等学校における実践事例  
3学年

資料  
金融教育に関する年間指導計画の例  
資料

本時の展開

導入(5分)

展開(40分)

まとめ(5分)

学習内容	学習活動
・今回の目標の確認 ・ネット取引についてどれだけ知っているかの確認	①ネットオークションの利便性とそこに潜む危険性の理解。 ②トラブルに巻き込まれないためにどうするかを理解。 ③トラブルに巻き込まれたときの対処法の理解。
・事例分析と問題点のグループ化(20分)	①ネットオークション詐欺に関する事例を読む。 ②Aくんの行動や考え方について気づいた点を挙げシートに記入し、ホワイトボードに貼りつける(記入内容の発表)。 ③問題の共有化 ・挙げた項目をもとに、Aくんの行動などの問題点について明確にする。
・ネットオークションにおける購入時の注意点の理解(10分)	①代金の決済方法について ②出品者の素性について ③被害に遭ったときのことを想定した行動について
・被害に遭ったときの対処法について(10分)	①内容証明郵便による催促 ②少額訴訟制度の活用
・本時のまとめ	

【本時の目標】

- ア ネットオークションの利便性に潜む危険性を理解する。
- イ ネットオークション詐欺に遭わないために心がけることを理解する。
- ウ ネットオークション詐欺に遭ってしまったときの対処法を理解する。

金融教育の視点	指導上の留意点	その他(資料など)
◇対面売買とは異なり、ネット売買は多くの面で注意しなければならないということを認識する。	☆ネットオークションを知っているか、利用経験があるかなどを尋ね、どんなイメージをもっているかを考えさせる。	
◇取引相手の把握、代金決済の方法、不備が起こったときの対応など、ネット取引を円滑に進めるために取る行動にはどのようなものがあるかを理解する。	☆読んでいるときに、Aくんの行動について問題点や気になった点に下線を引くよう指示する。 ☆机間指導を行い、問題点などを思いつけない生徒に対してヒントを出す。 ☆挙げた項目のグループ化を行い、問題点を整理する(似た項目について生徒にまとめさせ、見出しをつけさせる)。	・事例プリント 資料 No.1 (→P.174) ・「ネットオークション詐欺」 ワークシート (→P.175) ・板書案 資料 No.2 (→P.176) ・「代金の支払い方法」 資料 No.3 (→P.177)
◇もし被害に遭ったとき、法的対応ができるようその方法を理解する。	☆着払いやエスクローサービスなど、より安全に商品の受け渡しや代金決済を行う方法を伝える。 ☆相手の名前や住所、電話番号などを確認して取引するよう指導する(教えない相手とは取引しない)。 ☆相手が商品や代金を送ってこないときは早めに催促するよう指導する。 ☆被害に遭ったときのことを考え、メールや振込証明書などを保存しておくよう指導する。	・ワークシート ・「少額訴訟制度とは？」 資料 No.4 (→P.178)
	☆ネットオークションをはじめとするインターネットに潜む危険性を確認し、自己責任のもと、インターネット売買を行うことをしっかりと認識させる。 ☆ネットオークションが特定商取引法の通信販売に当たることと触れ、法的な制限を受けられる場合があることを認識させる。	

入門ガイド  
小学校における入門ガイド  
中学校(社会)における入門ガイド  
中学校技術・家庭における入門ガイド  
実践事例  
幼稚園における実践事例  
小学校における実践事例  
中学校における実践事例  
高等学校における実践事例  
3学年  
資料  
金融教育に関する年間指導計画の例  
資料

入門ガイド  
小学校における入門ガイド  
中学校(社会)における入門ガイド  
中学校技術・家庭における入門ガイド  
実践事例  
幼稚園における実践事例  
小学校における実践事例  
中学校における実践事例  
高等学校における実践事例  
3学年  
資料  
金融教育に関する年間指導計画の例  
資料

実践の記録

事前の授業で生徒にネットオークションをしたことがあるかを尋ねたところ、半数の生徒が携帯電話のサイトでしたことがあり、授業にもスムーズに入ることができた。生徒たちは多少なりともネットオークションの危険性を意識しながら入札し、売買をしたので問題なく取引することができたようであった。図書館ホールという広い空間で多くの参観者に見守られながらの授業だったため、普段元気の良い生徒も緊張した面持ちで授業に臨んでいたが、きちんと自分の意見を発表することができた。

この授業を通して、生徒たちはネットオークションに潜む危険性を理解し、どのような態度でネットオークションに臨めばよいかを自らが考えることができた。また、商品代引やエスクローサービスなど、代金決済のトラブルを回避するための方法も知ることができ、自らトラブルを回避する態度を身につけることができた。今回の事例ではAくんの行動にかなりの問題を設定したため、生徒たちも問題点を指摘することができた。しかし、現実の世の中では、最近の手口は巧妙化しており、例えば高い評価ポイントを獲得したネットオークションのIDを不正取得し、取引相手を信用させて詐欺をはたらく事例も起こっている。このことから、セキュリティ面やサイバー犯罪の領域まで踏み込んで、ネット取引に関する指導を行う必要が出てきているように思われる。

これからもPCや携帯電話を利用したインターネット取引は拡大の一途をたどると思われる。今まで以上にネット取引の仕組みを理解させ、予防法や被害に遭ったときの対処法を身につけさせる必要が出てくるのではないかと考えられる。

教材・資料など



経済活動と法 事例「ネットオークション（ネット販売）詐欺」 平成 年 月 日（ ） 限目

●次の事例を読んでみよう。

最近インターネットを始めたAくんは、友人よりインターネット上でのオークションの話を知り、とても興味を持った。そこで今回、いろいろな商品を探さず、以前から欲しかったCDがインターネットオークションに出品されていた。値段も希望価格だったため入札に参加したところ、うまく落札することができた。「出品者の評価」の点数が低かったことが気にはなったが、どうしても欲しいCDであったため、出品者にメールを送り商品を発送してもらうことになった。

このときの条件は次のとおりであった。

- ①代金（商品価格と送料）は、銀行振込
②振込確認後、商品を発送

さっそく指定された口座に代金を振り込み、相手から入金の確認メールが届いた。3日以内には商品が届くとメールにあったが、約束の3日間が経過しても商品は届かない。もう少し待ってみようと思い、さらに3日間待ったが出品者から商品は届かなかった。あわてて出品者にメールを出しても返事がなかった。よく考えると相手の住所も電話番号も聞いていなかった。名前は振り込み時に表示されていたが、カタカナで表示されており漢字ではなかったため特定できない。結局は連絡も取れず泣き寝入りするしかなかった。

※「出品者の評価」- インターネットオークションで、実際に商品の売買を行った際、落札者は出品者がすぐに商品を発送してくれたか、商品の状態は良かったかなどを評価するシステム。評価は点数で表され、この数値が高いほど信頼のおける出品者といえる。

☆詐欺にあったAくんの行動で、問題があると思われる箇所に下線を引き、シートに書き出してみよう。



経済活動と法 「ネットオークション詐欺」ワークシート

平成 年 月 日（ ）

1 事例を読み、Aくんについて気づいた点（問題点）に線を引き、配布されたマグネットシートに記入しよう。記入したらホワイトボードに貼り付け、発表しよう。

Table with 2 columns: 問題点, 対処法・解決策. Multiple empty rows for student input.

2 被害に遭ったときの対処法

出品者の身元がわかっている場合には、次の対処法が有効である。

Table with 2 columns: 内容証明郵便による催促, 少額訴訟制度の活用. Includes sub-questions about content proof mail and small claims court.

3年（ ）組（ ）号 氏名（ ）

資料 No.2 板書案

経済活動と法 「ネットオークション詐欺」ワークシート<板書案>  
平成18年 11月10日 (金) 金融教育公開授業

1. 事例を読み、Aくんについて気づいた点(問題点)に線を引き、配布されたマグネットシートに記入しよう。記入したらホワイトボードに貼り付け、発表しよう。

問題点	対処法・解決策
出品者の評価が低いのに 入札した	入札をしない。 過去の評価をよく確認する(信用できる相手かの確認)。 危険を覚悟の上、入札を行う。
銀行振込で送金した 代金を前払いした	他の安全な支払方法で支払う(商品着払い、エスクローサービスの利用など)。 前払いは絶対にしない。落札者との相談を密にする。
出品者への請求が遅れたこと (入金後6日目にやっと請求)	待ったりせず、まめに請求をすること。 不審に思ったら、オークションの管理者へ報告する。
相手の住所も電話番号も 聞いていない	相手との連絡を密にするために必ず住所・電話番号を聞くこと。実際に電話をし、相手を確認する。 住所が存在する場所か、本当に相手の住所なのかの確認。
名前はカタカナで表示されていた にもかかわらず振り込んだ	相手の名前がよくわからない状態で振り込まない。 この時点で相手の名前・住所などを聞き出すこと。
連絡も取れず泣き寝入りをした	内容証明郵便による出品者への請求を行う。 オークション管理者への相談…身元を割り出してくれることも。 警察へ被害届を出す(何もしないよりはよい)。

2. 被害に遭ったときの対処法  
出品者の身元がわかっている場合には、次の対処法が有効である。

ア 内容証明郵便による 催促	内容証明郵便とは：郵便局が、郵送される文書の内容と発信日時を証明してくれる制度。  (なぜ内容証明郵便でなければならないか)： 普通郵便や電話では、相手に対する請求が無視される可能性が高いため。 内容証明郵便であれば、請求文書を相手に確かに届けたことを郵便局が証明する。
イ 少額訴訟制度の活用 (自分が出品者の場合)	少額訴訟制度とは：60万円未満の請求について、1日で審理を終え、判決を下せる制度。紛争を裁判によって迅速に解決できる。

3年( )組( )号 氏名( )

資料 No.3 「代金の支払い方法」

経済活動と法 「ネットオークション(ネット販売)詐欺」

○ 代金の支払い方法

- 郵便局経由  
現金書留  
郵便振替(払込み・振替・払出し)  
郵便為替(普通為替証書・定額小為替・電信為替)  
代金引換(いわゆる着払い)  
ゆうちょPay-easy(ペイジー)サービス
- 銀行振込
- エスクローサービス  
エスクロー業者が出品者と落札者の間を取り持ち、安全に取引できるようにするサービス  
サービス提供会社が落札者から代金を預かり、落札者が出品者より商品を受け取ったときにサービス提供会社が代金の送金を行う(エスクロー業者が商品発送まで取り持つ場合もある)。

<出品者のメリット>

- ・「商品を送ったのにお金が支払われない」というトラブルを未然に防ぐことができる。
- ・安心して入札してもらえるので、より多くの入札が期待できる。
- ・自分の名前や住所などの個人情報を落札者に伝えることなく取引が可能になる。

<落札者のメリット>

- ・商品を受領してお金が支払われるので、「お金を支払ったのに商品が届かない」というトラブルを未然に防ぐことができる。
- ・自分の名前や住所などの個人情報を出品者に伝えることなく取引が可能になる。

- 電子マネー  
・Edy(ビットワレット株式会社)  
・BitCash(ビットキャッシュ株式会社)  
・WebMoney(株式会社ウェブマネー)  
・ちょコム(NTTコミュニケーションズ)

◇ オークションの決済手段としてよく使われるのは…

現金書留・代金引換(着払い)・銀行振込  
クレジットカード・エスクローサービス  
(郵便局の定額小為替も用いられることがある)

相手との取引実績・出品者/落札者の評価・落札金額などを加味した上で、最も安全で経済的な手段を用いることが大切!!

